

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	条文番号等	ご意見の概要	金融庁の考え方
平成8年大蔵省告示第48号			
1	第3項ただし書	マーケット・バリュー・アジャストメントを有する保険契約の保険料積立金は、金利変動に伴う解約返戻金の変動の影響を(金利の上昇・低下で)非対称に受けてしまうため、現状 ALM を適切に行っていても資産と負債の評価の不整合が生じる(結果として単年度の財務会計利益も歪んでしまう)という問題を抱えているが、この問題を解消することが本改正案の趣旨と理解している。 当該趣旨に鑑みれば、ALM を適切に行っていることを前提に、令和八年四月一日以降締結する契約だけではなく、令和八年三月三十一日以前に締結した契約についても遡及適用を認め不整合が解消されることが望ましいと考えられる。	貴重なご意見として承ります。各社の内部管理の実態を踏まえ、遡及適用に伴う利益操作性や決算への影響を考慮すると、見直し後の新契約を対象とし将来的に本告示の要件を満たす区分のみに適用することが望ましいと考えており、原案のとおりとさせていただきます。
2	第3項ただし書	マーケット・バリュー・アジャストメントの不計上が認められるのは、2026年4月以降締結する契約とされているが、既契約のマーケット・バリュー・アジャストメントの商品は対象とならないのか、念のため確認したい。新契約のみだと改正後の規定を適用する会社が限定的になると考えられるためである。なお、仮に既契約も対象とする場合、金利低下時には取り崩し益が発生するため、その場合の取扱いも明記することが考えられる。	

No.	条文番号等	ご意見の概要	金融庁の考え方
3	第3項ただし書	区分全体での適用のみが認められるのか、区分のうち一部（例えば責任準備金対応債券として保有している運用資産に見合いの契約者価額のみ）を対象としてマーケット・バリュー・アジャストメントを計上しない取扱いも容認されるのか、告示で明示してはどうか。また、許容される場合、保険負債の計算方法についても告示で明示してはどうか。その他有価証券として保有している部分について、貸借対照表計上額の整合性を重視してマーケット・バリュー・アジャストメントを計上したいと考える保険会社もあり得ると考えられる。	区分単位で要件を満たすか否かを判断することなどから、原案においても区分全体での適用であることは明らかと考えるので、原案のとおりとさせていただきます。
4	第3項ただし書	会社によっては「保険契約の区分」に相当する管理区分の中でマーケット・バリュー・アジャストメントが付いている商品と付いていない商品を既に混在して管理している状況も考えられるが、この告示を適用できるのはマーケット・バリュー・アジャストメントが付いている商品のみを「保険契約の区分」に含めている場合に限られるのか、念のため確認したい。	第3項ただし書における「保険契約の区分」については、マーケット・バリュー・アジャストメントが適用されている商品のみで構成されます。 また、明確化の観点から、「（マーケット・バリュー・アジャストメントを有する）保険契約を基礎とする区分」に修正いたしました。
5	第3項第1号	「対応する資産」には有価証券以外の資産（例えば現金等）も含まれるとの理解でよいか。その場合には、「運用対象資産の時価」の算定時には、現金の簿価を加算して算定すればよいのか確認したい。	ご理解のとおりです。
6	第3項第1号	現金が「対応する資産」に占める割合が一定程度大きい場合において、金利下降局面においては契約者価額が増加	A L M管理に歪みが生じるほど現金を保有した場合、第3項第1号の要件を満たさないと考えられ、（決算において）

No.	条文番号等	ご意見の概要	金融庁の考え方
		する一方で、現金の時価は変化しないため、「対応する資産」が契約者価額ほど増加せず、結果として「運用対象資産の時価<契約者価額」となる可能性がある。その場合、途中から「運用対象資産の時価<契約者価額」となった場合に、その時点からマーケット・バリュース・アジャストメントの積み増しが必要となるのか、告示で方針を明示されてはどうか。	第3項本文に基づいて責任準備金を積み立てる必要があります。
7	第3項第1号	「運用対象資産の時価>契約者価額」であることの確認は期末決算日時点で確認すればよいのか。例えば、期末日前に一定期間継続して達成していることも必要なのか等、いつ時点あるいはどの程度の継続期間が必要といった条件を告示で明示されてはどうか。	責任準備金の積み立てにあたっては、決算日時点で判断しています。ただし、マーケット・バリュース・アジャストメント商品の特性を鑑みると、保険会社においては日頃から適切に資産・負債の管理を行うことが重要であると考えます。
8	第3項第1号	「運用対象資産の時価<契約者価額」となった場合には、マーケット・バリュース・アジャストメントを全額計上することになるのか。例えば、超過額相当のみを計上すればよいのか等、告示で明示されてはどうか。	第3項第1号の要件を満たさない場合においては、第3項本文に基づいて責任準備金を積み立てる必要があります。
9	第3項第2号、第3号口	いずれの条文においても、新たな区分の説明として以下の記載がある。 「新たな区分(既存の区分に属する保険契約と通貨の種類及びキャッシュ・フローの特性が異なる保険契約を区分するものに限る。)」 2つの保険契約が同一通貨であってもキャッシュ・フローの特性が異なる場合には、それらのALMを別々に行うこ	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。

No.	条文番号等	ご意見の概要	金融庁の考え方
		とが考えられるため、通貨もしくはキャッシュ・フローの特性、うち片方のみ異なる保険契約を新たに区分することは認められるか。新たな区分設定が認められるということであれば、明確化の観点から「及び」を「または」に修正してはどうか。	
10	第3項第2号、第3号	告示の規定に明記されていない事項(金利の変動水準、キャッシュ・フローの計算方法など)については、別途金融庁により定めるのか、または保険会社が任意に定めるものか。	金利の変動水準については、今後の遵守状況の確認にあたり、前提となる金利変動水準を定めたうえで、保険会社に対して報告を求める予定です。 また、キャッシュ・フローの計算方法については、各保険会社が自社の資産負債管理等の実態を踏まえて、適切に算定するものと考えております。なお、各保険会社においては、「保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-8 資産負債の総合的な管理」において示されている主な着眼点などに基づいて、資産負債を適切に管理することが重要です。
11	第3項第2号	「全ての年限の金利を一定の水準変動させた…」という点について、「一定の水準」についてはどこかで定められているのか。定めがない場合にはどこかで定められてはどうか。もし会社で管理方針として定めてよい場合にはその旨を記載してはどうか。	
12	第3項第2号	負債のキャッシュ・フローは責任準備金対応債券のデュレーション・マッチングの検証の際に使用されるものと同じのものを想定されているのか、責任準備金対応債券と対応させているにもかかわらず異なるキャッシュ・フローの使用が許容されるのか、経済価値ベースのソルベンシー比率で使用するものを想定されているのか等が不明であるため、告示で負債キャッシュ・フローの算出方法の内容又は位置付けを明示してはどうか。	
13	第3項第3号	キャッシュ・フローの金額が僅少である場合でも、年限	当該規定は、一部の年限の保険契約に十分なキャッシュ・

No.	条文番号等	ご意見の概要	金融庁の考え方
		が長ければ金利感応度は大きくなり、ALMにおける重要度も高くなるため、「(当該区分に属する保険契約について、一部の年限のキャッシュ・フローが僅少であるため、当該年限を含む五年ごと金利感応度の重要性が乏しいと認められる場合を除く。)」との記載について、「一部の年限のキャッシュ・フローが僅少であるため」を削除するか、「五年ごと金利感応度が僅少であるため」等と変更してはどうか。	フローがなく、その見合いの資産運用が実務上困難な場合について要件の確認を不要とすることを想定したものであり、年限が長い区分だけでなく様々な年限区分におけるキャッシュ・フローの状況を踏まえた要件の判断を可能とするための規定であります。 いただいたご意見のとおり、年限が長い区分については金利感応度が大きくなりやすいため、各社においては当該性質や各社の区分の性質等を踏まえて、5 年ごと金利感応度の重要性が乏しい認められる場合とする基準を作成することが重要であると考えます。 なお、当該規定の趣旨を考慮して、原案のとおりとさせていただきます。
14	第 3 項第 3 号イ	ここで定められている例外的な方法について、原則的な方法が適用できなくなった時点でこの例外的な方法に変更することは可能なのか。それとも最初からこの例外的な方法の適用を行う必要があるのか。	第 3 号イ及びロにつきましては、原則的な方法（第 3 号本文）の要件を満たさなくなった場合に適用することができものです。最初から適用する必要があるものではありません。
15	第 3 項第 3 号イ	「金利変動後の当該区分に対応する資産の五年までのキャッシュ・フローの現在価値を金利変動後の当該区分に属する保険契約の五年までのキャッシュ・フローの現在価値で除した値が 1.0 以上 1.25 以下であること。」との記載について、比率が 1.25 を超過しても顧客保護の観点からは問題ないこと、1.25 以下とするためには金利感応度比率の観点から不要な取引が発生しうることから、「金利変動後	貴重なご意見として承ります。MVA 商品の特性を鑑みると、資産と負債が一定の範囲内で連動することが望ましいと考えており、原案のとおりとさせていただきます。

No.	条文番号等	ご意見の概要	金融庁の考え方
		の当該区分に対応する資産の五年までのキャッシュ・フローの現在価値を金利変動後の当該区分に属する保険契約の五年までのキャッシュ・フローの現在価値で除した値が1.0以上であること。」と変更してはどうか。	
16	第3項第3号ロ	「金利変動後の当該区分に対応する資産の時価を金利変動後の当該区分に属する保険契約のキャッシュ・フローの現在価値で除した値が1.0以上1.25以下であること。」との記載について、比率が1.25を超過しても顧客保護の観点からは問題ないこと、1.25以下とするためには金利感応度比率の観点から不要な取引が発生しうることから、「金利変動後の当該区分に対応する資産の時価を金利変動後の当該区分に属する保険契約のキャッシュ・フローの現在価値で除した値が1.0以上であること。」と変更してはどうか。	
17	全般	告示の規定は「できる」規定となっているが、保険会社が当該規定の使用をやめる場合や条件を満たさなくなった場合はどのように考えるのか（解約返戻金との比較を行い、全額積むことが必要になるとの理解でよい）。	ご理解のとおり、当該規定の使用をやめる場合や要件を満たさなくなった場合には、第3項本文に基づいて責任準備金を積み立てる必要があります。ただし、会計基準における継続性の原則を踏まえた判断が求められるものと考えております。なお、当該規定の使用をやめる場合は、監督指針 IV-5-2(3)②力(ウ)の対応を検討する必要があると考えております。
18	全般	本告示案の適用要件に関して、厳格な ALM マッチングが求められている。告示要件が満たされる場合は、予定利率	貴重なご意見として承ります。

No.	条文番号等	ご意見の概要	金融庁の考え方
		は保険期間と同一年限の資産運用利回りに裏付けされ、かつ利率についても適宜見直されることから、市場リスクは適切に抑制される。この点を踏まえ標準責任準備金計算基礎率（予定利率）に用いられている安全率係数および対象利率参照期間の緩和・変更を検討いただきたい。	
保険会社向けの総合的な監督指針			
19	IV-5-2(3)②オ	保険会社向けの総合的な監督指針 IV-5-2(3)②オにおいて、「(例えば、当該区分に属する保険契約の5年ごと金利感応度が当該区分に属する保険契約の全体金利感応度に占める割合の5パーセント未満)」等の例示を追加、変更等してはどうか。	貴重なご意見として承ります。NO.13でご回答したとおり、キャッシュ・フローが僅少な場合を想定した規定になりますが、ご意見を踏まえて金利感応度に関する記載を追加する修正を行いました。 また、「区分に属する負債」を「区分に属する保険契約」に修正いたしました。
20	IV-5-2(3)②オ	指針改正後 IV-5-2(3)②オ中「五年」を「5年」とすべき。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
21	IV-5-2(3)②力	施行規則の記載に言及があるが、施行規則の改定も必要となるのではないかと。	施行規則の別紙様式に関しては、現在の様式においてもバスケット条項があるため注記事項として記載することは可能であります、貴重なご意見として承ります。
22	IV-5-2(3)③	標準責任準備金対象外契約について、告示改正前の契約も解約返戻金との大小比較が不要なケースがあると読めるが、その理解でよいのか。また、監督指針で告示対象外契約まで範囲を広げるとの理解でよいのか。	告示が告示施行後の新契約を対象としていることを踏まえ、告示改正前の標準責任準備金対象外契約について、告示と同様のルールを適用することは想定しておりません。 また、標準責任準備金対象外契約においては、算出方法書において責任準備金の計算について規定していますが、当該項目はその審査上の留意点を明確にするものです。

